

説明会における意見要旨と回答要旨

No	素案ページ	施策別	意見・質問要旨	区の対応	回答要旨
1	60	第2部第3章個別施策2	障害者が仕事を続けるためにヘルパーの支援が必要です。障害があっても障害福祉サービスや介護保険サービスを利用しながら働くことができることを啓蒙していく動きはあるのでしょうか	F質問に回答する	障害福祉サービスと介護保険のサービスの併用について、高齢者総合相談センターや介護保険事業者に対して必要に応じ説明をしています。障害福祉サービス事業者と介護保険事業者が相互に適用事業者になれるように(国で)検討が進んでいます。区は引き続き(制度の理解を求めするための)説明を行っていきたいと思います。
2	67	第2部第3章個別施策4	家族への支援でレスパイト事業やショートステイがありますが、医療的ケアが必要な児童に対応できる場がほとんどありません。区内に計画はないのでしょうか区内で小さい頃から慣れている場所ができると安心です。また、対応できるヘルパー事業所が分かるようにして欲しい。	E意見として伺う	区内には医療的ケアが必要な障害児が利用できるショートステイ施設がありません。今回の3年間の中に整備予定も今のところありません。要望のある事項と捉えており、対応可能な事業所の情報提供も含め、どのようなことが出来るか検討したいと思います。
3	82	第2部第3章個別施策13	区は保育園での医療的ケアを必要とする児童の受け入れについてどのように考えているか。	F質問に回答する	保育園の受け入れ体制について、ここで具体的回答ができません。障害者差別解消法の中で、区や事業者は求めに応じ過剰な負担とならない範囲で合理的配慮をすることになっています。受け入れについての考えはパブリックコメントの回答の時に一緒に示したいと思います。 【補足】 障害のあるお子さんで、集団保育が可能なお子さんについては、障害児保育を行っているほか、医療的ケアが必要であって、集団保育が著しく困難なお子さんに対しては、保護者の居宅で保育を行っています。また、お子さんの状態によって可能であれば保育園と交流保育を行っています。 こうした医療的ケアが必要な児童への支援の拡充については、他自治体の事例も踏まえながら研究していきます。
4	86	第2部第3章個別施策15	新宿養護学校で放課後子どもひろばを充実を「図る」とあるが、前回の計画「図っています」とニュアンスが違うのはなぜか。	F質問に回答する	担当課に問い合わせパブリックコメントの回答と一緒に示したいと思います。 【補足】 第4期計画(現計画)の素案では「図っています」でしたが、第4期計画を策定した際に「図る」に変更を行いました。文言の整理で他意はありません。
5	86	第2部第3章個別施策15	学童クラブについて、素案の86ページ、障害児等タイムケア事業所「まいペース」への助成を継続と記載されていますが、もし別の事業所が参画したいと申し出があった場合、助成は検討して頂けるのか。検討していただくためにパブコメで意見を述べればよいのか、何か申し込み方法があれば教えていただきたい。	F質問に回答する	「まいペース」は放課後等デイサービス事業が始まる前から事業を実施し、区が運営助成をしています。今後も助成を続けていきます。新たに事業を始めたという場合、今回のパブリックコメントで意見をいただくか担当課に相談ください。
6	86	第2部第3章個別施策15	素案の86ページに、新宿養護学校において放課後子どもひろばを行うとありますが、今実施しているのは、不定期で、親が独自にやっているものを援助するというのであれば答えにはならないと思います。週5回の運営および支援を、具体的には何年度からスタートさせるのかお答えいただきたいです。	F質問に回答する	放課後子どもひろばは、区が事業者に運営を委託し実施しています。障害者計画では具体的内容や時期は表記せず、あるべき姿として記載されています。

説明会における意見要旨と回答要旨

No	素案ページ	施策別	意見・質問要旨	区の対応	回答要旨
7	93	第2部第3章個別施策20	福祉施設の入所者の地域生活移行は、障害者が暮らしやすい住宅整備をすれば在宅への移行が進むのではないかと。	E意見として伺う	施設から地域への移行が難しい原因は住宅だけではないと考えられ、他の様々な社会的資源の充実が必要と捉えています。グループホームの設置促進や日中活動の場の充実が必要です。もちろん住宅の充実も必要と考えます。
8	93	第2部第3章個別施策20	グループホームの設立も大事だが、全員が住宅を確保できれば、かなりの人が在宅生活に移行することができるのではないかと。	E意見として伺う	住宅施策については担当する課が作成しています。グループホーム設置促進は障害者福祉課が担当。積極的に進めたいと考えています。
9	106	第2部第2部第3章個別施策27	手話講習会の回数を増やし、手話通訳者の増員だけでなく手話のできる施設等の職員を増やしてほしい。	E意見として伺う	手話講習会の運営については、限られた予算の中で、効率良く運営していくにはどうすればいいのかが、今後も皆様と考えながら実施していきたいと考えています。
10	110	第2部第3章個別施策30	選挙の際、投票所にコミュニケーションボード等を備えてほしい。筆談をお願いしたがわかってもらえなかった。	E意見として伺う	すべての投票所にコミュニケーションボードが置いてあります。期日前投票でも準備されていると思われそうですが、対応に出た職員がわからなかったのかと思われそうです。職員に対しても研修を行っていますが、選挙管理委員会にも伝え、今後このようなことがないように取り組んでいきたいと思えます。 【補足】 各投票所・期日前投票所には選挙用のコミュニケーションボード(投票所・期日前投票所の入口等に掲示しているポスター型のもの、受付に設置している小型のもの)及び筆談ボードを用意しています。点字器や老眼鏡、拡大鏡や車いす等は、お申し出があればすぐにご利用いただけるよう、投票所の入口等にご案内のポスターを掲示しています。 ご意見にある職員の対応についてですが、投票事務・期日前投票事務に従事する職員には、身体が不自由な有権者への接遇について選挙前に研修を実施しています。有権者の方が気持ちよく投票していただくため、接遇に気を付けるよう注意喚起してまいります。
11	110	第2部第3章個別施策30	選挙の際、投票所にコミュニケーションボードの用意がある事を掲示してほしい。	E意見として伺う	選挙の際は、投票所ごとに揃えなければならない文房具や、何をどこに掲示しなければならないか、全ての投票所で一律に決められています。その中に、コミュニケーションボードの配置と、コミュニケーション支援をしているというポスターを張り出すことが必須になっています。ポスターは良く見える所に貼ってあったのか、受付の見える所に筆談具が置いてあったか、期日前投票でもきちんと実施されないと意味がないので、選挙管理委員会には伝えてます。 【補足】 各投票所・期日前投票所には選挙用のコミュニケーションボード(投票所・期日前投票所の入口等に掲示しているポスター型のもの、受付に設置している小型のもの)及び筆談ボードを用意しています。点字器や老眼鏡、拡大鏡や車いす等は、お申し出があればすぐにご利用いただけるよう、投票所の入口等にご案内のポスターを掲示しています。 ご意見にある職員の対応についてですが、投票事務・期日前投票事務に従事する職員には、身体が不自由な有権者への接遇について選挙前に研修を実施しています。有権者の方が気持ちよく投票していただくため、接遇に気を付けるよう注意喚起してまいります。

説明会における意見要旨と回答要旨

No	素案ページ	施策別	意見・質問要旨	区の対応	回答要旨
12	110	第2部第3章個別施策30	聴覚障害者は口の形を見て判断するのでマスクを外す配慮をして欲しい。職員研修を実施しているとのこと、そこで周知して欲しい。	E意見として伺う	障害者差別解消法に基づいた職員対応要領の中でも、マスクをすると分からない旨を記載しています。研修を通して周知を図っていきます。 【補足】 職員対応要領ではなく、職員の接遇について定めた「職員マナーブック」で、マスクをしたままでの接遇はマナーとしてふさわしくない事を記載していました。
13	110	第2部第3章個別施策30	来庁者の多い窓口の職員は手話ができて当たり前にして欲しい。	E意見として伺う	【補足】 窓口での手続きをスムーズに行えるよう本庁舎に週2回ですが手話通訳者を設置しています。対応できる職員の育成は、区研修のカリキュラムとしての実施は行っていませんが、自ら取り組んでいる職員もおります。現在実施の職員向け障害理解の研修の中でどのように取り組めるか研究していきます。
14	127	第2部第3章個別施策40	バリアフリーがどの程度進んでいるのか。歩道と車道の段差が1～2cmあるだけで車いすは上がらない。段差を滑らかにする等車いすに配慮した形状にできないか。	D今後の取組の参考とする	車道と歩道には段差が必要と聞いています。ここで回答できないので担当課に確認し回答します。 【補足】 ご意見は、今後の取組の参考とします。 横断歩道部等の歩道と車道が接続する部分の段差は、国の基準により2cmとしています。 これは視覚障害者より、歩車道の境界を識別するためには、段差、高低差などがあるほうが望ましいとの意見を踏まえたものです。 今後、歩道を改修する際には、2cmの段差を直角の縁石ではなく、斜めに摺り付けることなどを検討していきます。
15	128	第2部第3章個別施策41	障害者の施設でどのように防災対策がなされているか。障害者のための防災訓練をどのように考えているか。	F質問に回答する	新宿区では「逃げないですむまち」をめざしています。 避難所は災害により建物が崩壊する等、自宅で生活できなくなった方が一時的に生活をする場所で、プライベートが確保できない等、決して快適な場所ではありません。災害時にも自宅で生活し続けられるよう、食糧・医薬品等の備蓄とともに、家屋の耐震化、家具転倒防止器具の設置等で備えましょう。 現在、避難所については、原則として、地域による学校等の一次避難所が開設され、続いて準備が整い次第、福祉避難所が開設されます。学校等の一次避難所で障害者・高齢者等の要配慮者の方のためのスペースの確保を進めるとともに、区立障害者施設のほか、区内障害者施設を福祉避難所として開設できるよう、民間事業者との協定締結を進めています。 P129に記載がありますが、今後、災害対策基本法で定める個別計画の内容に加え、災害時において要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために必要な事項を記載する要配慮者災害用セルフプランを作成・公開し、普及に努めます。 【補足】施設内に災害用物品を備え、避難訓練や災害時の対応マニュアルを備え訓練等を実施しています。

説明会における意見要旨と回答要旨

No	素案ページ	施策別	意見・質問要旨	区の対応	回答要旨
16	128	第2部第3章個別施策41	地域の防災訓練に障害者の参加がないので避難所マニュアルへ反映されない。参加啓発を考えているか。また、ペット防災の啓発についてどのような啓発を考えているか。	F質問に回答する	<p>障害者との懇談の場で、居住地の避難所の確認や訓練への参加の声かけを行っています。今後も様々な機会を捉えて、呼びかけていきます。</p> <p>また現在、防災区民組織を中心とした避難所運営管理協議会において、配慮を要する方への支援体制づくりに取り組んでいますので、引き続き、障害者などの要配慮者の参加を促進するための訓練方法等についても検討してまいります。</p> <p>【補足】 ペット防災に関しては、避難所運営管理協議会や地域防災協議会に担当職員が参加して避難所運営や防災に携わる方々へ啓発活動をしています。 一般区民の方々へは、ペット防災講座を毎年行うことや、避難所防災訓練へ担当職員が参加することでペット防災に関する啓発の拡大を図っています。</p>
17	145	第3部第3章第1期新宿区障害児福祉計画の成果目標	平成32年度末までに重症心身障害児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも区内に1箇所以上確保するという目標は、今ある事業所以外に新規に確保するというものでいいですか。	F質問に回答する	<p>今ある事業所を含め区内に1か所以上です。現在の事業所が毎日対応できているわけではないことを承知しております。今後充実に努める必要があると考えております。</p>
18	145	第3部第3章第1期新宿区障害児福祉計画の成果目標	医療的ケア支援のための関係機関の協議の場は、具体的にはどこでどのように協議をしていくのか。	F質問に回答する	<p>保健センターや医療機関、障害者福祉課、保育の関係で今でも必要に応じて会議等を行なっています。それを活用しながら医療的ケアが必要な児童への支援のための協議の場を作っていくこととなります。</p>
19	157	第3部障害福祉サービスの必要量見込、現状、課題、サービス提供体制の確保	同行援護の支給について予算的な制約はあるのか。	F質問に回答する	<p>同行援護の今後3年間の見込み量は徐々に増えると想定しています。予算的制約があるわけではありません。</p>
20	158	第3部第1章2障害福祉サービスの必要量見込、現状、課題、サービス提供体制確保の方策	身体障害者福祉ホーム・グループホームのサービス量見込みは、グループホーム入居希望者が多く需要はあるはずなのに増えていない。どのように計算しているのか。また、区はグループホームを必要な事業であると考えているのか。	F質問に回答する	<p>グループホームのサービス見込み量は現状を分析したもので若干増えているのはグループホームが開設したことによるものです。区としてもグループホームの設置を促進したいと考えています。</p>
21	159	第3部第4章サービス必要量見込、サービス提供体制確保の方策	区内に沢山あるヘルパー事業所には医療的ケアの必要な子供に対応する事業所は少ない。その事業所を何件も電話をかけて探さなければならないため、リストを作っていたきたいと思います。	D今後の取組の参考とする	<p>ヘルパー事業所のリストは身体障害、知的障害、障害児、精神障害、難病のそれぞれに対応の可否を記載したものを作成していますが、医療的ケアの対応についての情報提供も可能であるか検討したいと思います。</p> <p>また、施設の社会資源マップを障害者福祉課で作成し、数年に1度更新しておりますので、その中で何か工夫出来ないか、これからもご意見を頂きながら検討していきたいと思っております。</p>

説明会における意見要旨と回答要旨

No	素案ページ	施策別	意見・質問要旨	区の対応	回答要旨
22	999	個別の要望	聴覚障害者は増加傾向にあるようで平成29年度は769人となっている。新宿区聴覚障害者協会の会員数はその10分の1にも満たない。協会のアピールや加入を促すような動きがあるのか伺いたい。	F質問に回答する	聴覚障害者の皆さんの団体への加入の働きかけを、一律に通知を出すといったことは難しいです。皆様が普段ご利用されている社会福祉協議会の中の視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーに、来館者向けのご案内を置く等の協力はできると思います。 【補足】 視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーにはすでに団体の案内チラシが置いてあります。
23	999	個別の要望	平日働いているため区の窓口を利用しにくく、また、聴覚障害者は電話での対応が難しく区民意見システムで依頼をした。対応が遅かったので改善を望みます。	E意見として伺う	区民意見システムは、まず区政情報課が区民の意見の内容を確認してから内容に応じた担当課に割り振ることになっています。担当課は決められた期限内に答えなければならないというルール作りができています。 障害者福祉課あての申請はFAXをご利用ください。FAXの方が区民意見システムのメール送信より早く届くと思います。 【補足】 新宿区コールセンターでは、ファックスでのお問い合わせに対応していますのでご利用ください。 また、いただいたご意見は区長が目を通し、関係部署が協議の上、原則として文書(郵送またはインターネット)で回答します。そのため、回答までに、投書の收受日から14営業日程度(土日、休日、及び12月29日から1月3日までを除く)のお時間がかかります。あらかじめ、ご了承ください。
24	999	個別の要望	FAXでの対応は時間がかかった。課の専用メールを活用して欲しい。	E意見として伺う	メールアドレスの公開や、区民の方とのメールでの直接のやり取りはしておりません。
25	999	個別の要望	火曜日に実施している窓口延長を障害者福祉課も対応して欲しい。	E意見として伺う	障害者福祉課の窓口を時間延長する予定は、今のところありません。障害福祉サービスの相談窓口である地域生活拠点では土日とも相談ができます。 【補足】 郵送による受付も可能ですのでお問い合わせください。 地域生活支援拠点：[障害者福祉センター・シャロームみなみ風・障害者生活支援センター]
26	999	個別の要望	障害者計画の説明会も他の計画と一緒にやり、より多くの人に聞いてもらうべきではないか。	E意見として伺う	これまで区民向け説明会と障害者団体に対して説明会を行ってきました。次期計画の時にこの声を繋げていきたいと考えています。
27	999	個別の要望	新宿区では住宅課が都市計画部の中にあります。ヨーロッパでは福祉部にあります。住宅は収入の半分を家賃に費やしたり、生活費の半分を家賃が占めている現状があることから住宅の課題は福祉の問題である。新宿区も福祉部の中に住宅課を移すべきではないか。住宅問題は住宅課が回答しているとの説明でしたが、障害福祉課や介護保険課も含めて、もっと大きな視点をもって施設問題に取り組まないと、与えられた枠内で行動しても住宅問題はなかなか解決しないと思う。	E意見として伺う	意見として伺います。